

第5章 エアバッグ類に関する具体的な実務

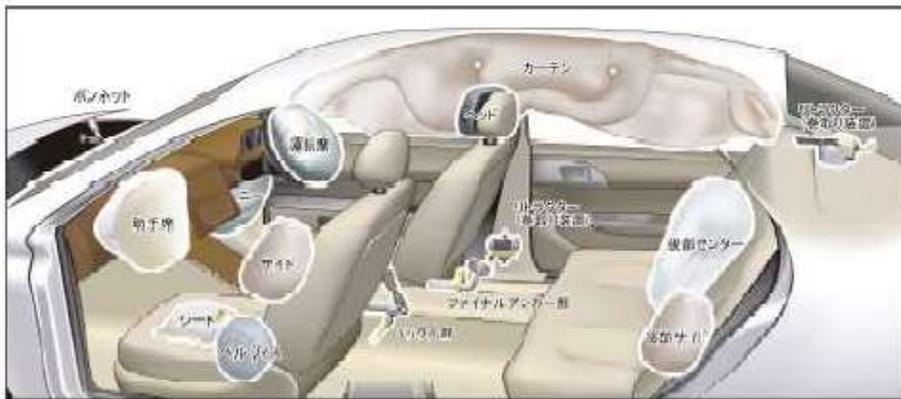
1. エアバッグ類の種類

(1) エアバッグ類の種類

- エアバッグ類には、一般的な「運転席エアバッグ」「助手席エアバッグ」の他に、車種等によっては、サイドエアバッグ等下記の図にあげるのが装備されています。
- エアバッグ類は、その構造により「電気式」と「機械式」の2種類に類別できます。

「電気式」: 衝突時の衝撃を電気センサーで検出し、センサー内の電気ヒーターに電気を流し着火する方式
(現在販売されている新型車はこの方式です)

「機械式」: 衝突時の衝撃を機械式センサーで検出し、センサー内のピンを射出し着火する方式

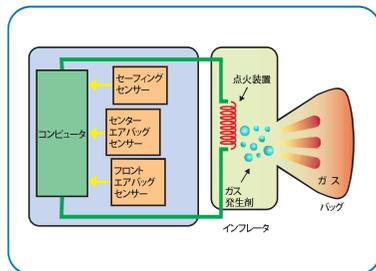


参考

【電気式エアバッグ類の構造】

電気式衝撃センサーが所定値以上の衝突衝撃を検知すると電気ヒーターに通電し、ガス発生剤を点火してエアバッグ類が作動する。

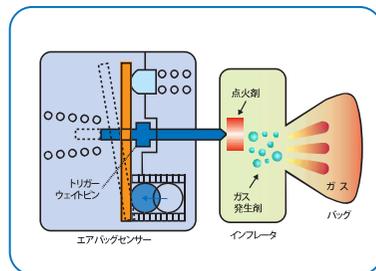
車台から取り外した状態ではバッテリーからの電源供給が断たれインフレタは作動しないが、静電気対策として作動ハネスをショート(短絡)させることが必要。



【機械式エアバッグ類の構造】

機械式衝撃センサーが所定値以上の衝突衝撃を検知すると、センサーのトリガーウエイトピンが摩擦熱でガス発生剤を点火しエアバッグ類が作動する。

車台から取り外された状態では自動的に安全装置がはたらきインフレタは作動しないが、外部衝撃等での誤作動を防止するため、専用の緩衝材製容器(機械式インフレタ専用回収容器)に収納し運搬することが必要。

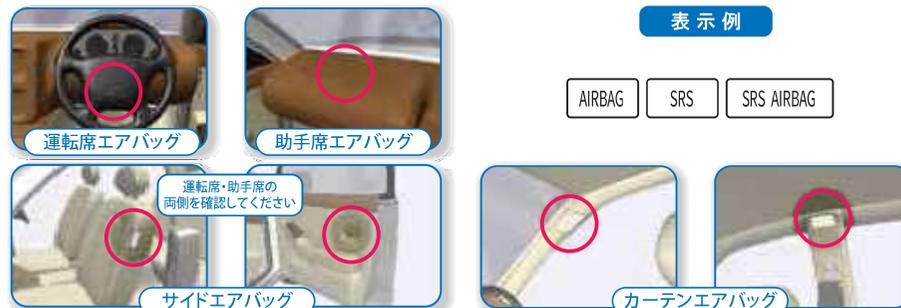


(2) 確認方法

- 使用済自動車に装備されているエアバッグ類は、実車の表示や電子マニフェストシステムの画面上で車台ごとに提供される「車台詳細情報画面」により確認できます。
- 車台ごとに装備が異なるため、エアバッグ類の装備状況を確認の上、すべての未作動エアバッグ類の処理を行ってください。

①実車での確認方法

- エアバッグ類を装備している部位には、次のような文字が「ラベル」または「印刷」等にて表示されています。



- エアバッグ類が未作動か否かは、バッグが開いていることで確認できます。



- シートベルトプリテンショナーの装備位置や作動方式については、ファイナルアンカー部のタグに表示があります。

(一部車種には表示がないものもありますので、電子マニフェストシステムの「車台詳細情報画面」で確認してください)

表示例

P: プリテンショナー

PRE

<作動方式>
E: 電気式 M: 機械式

<装備位置>
R: リトラクター部 (巻取装置) L: ファイナルアンカー部 B: バックル部

バックル部 (例)

未作動 → 作動済み

シートベルトプリテンショナーが未作動か否かは、以下の方法で確認できます。

「リトラクター部(巻取装置)」

- ▶ シートベルトが引き出せない状態であれば作動済みです。

「ファイナルアンカー部」「バックル部」

- ▶ 著しく引き込まれている状態であれば作動済みです。

3. エアバッグ類の取外回収の具体的な実務

- 解体業者がエアバッグ類を指定引取場所に引き渡す時は、エアバッグ類の適正かつ確実な引取りのために自動車リサイクル法に基づき自動車メーカー等が定める「引取基準」に適合する必要があります。
- 取外回収・保管・運搬の各工程において安全を確保し、解体業者の利便性や運搬の効率性を実現するため、引取基準を下記のとおり設定しています。

引取基準

項目	基準の主な内容
性状	<ul style="list-style-type: none"> 運転席、助手席等のエアバッグはインフレーター（ガス発生器）の状態、シートベルトプリテンショナーはベルトを巻ききった状態で、車台から取り外されていること 電気式は電源線をショート（短絡）、機械式は安全装置をはたらかせた状態であること
荷姿	<ul style="list-style-type: none"> 1台分のエアバッグ類を指定された容器・袋に梱包の上、専用の回収ケースに収納して引き渡すこと 上記の容器・袋には収納されたエアバッグ類の車台番号を記入した荷札を付けること
引取方法	<ul style="list-style-type: none"> 事前に申告した運搬方法でエアバッグ類を指定引取場所に引き渡すこと 電子マニフェスト制度による引渡報告が行われていること

※引取基準に定める「性状」「荷姿」「引取方法」に適合しない場合、原則として引取拒否となり、エアバッグ類回収料金は支払われませんのでご注意ください。

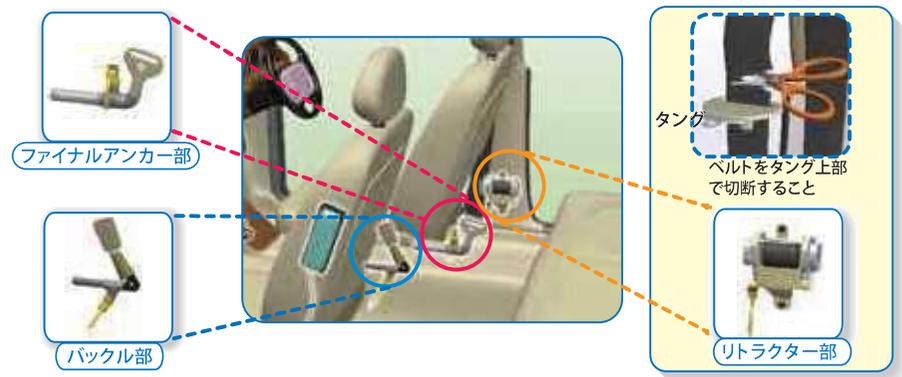
上記の内容を踏まえ、エアバッグ類の取外回収におけるポイントを次ページ以降で説明します。作業の詳細は「エアバッグ類適正処理情報」を参照してください。

(1) 取り外したエアバッグ類の代表例

【取外し後のインフレーター代表例（この状態で専用容器、回収袋に収納）】



【取外し後のシートベルトプリテンショナー代表例（この状態で専用容器、回収袋に収納）】



(2) エアバッグ類の安全措置

【機械式のエアバッグ類（安全装置をはたらかせる）】

機械式エアバッグの安全装置（代表例）

正しい取外作業を行えば、必ず安全装置がはたらくようになっています。取外し後は安全装置に触れないでください。



機械式シートベルトプリテンショナーの安全装置（代表例）

1. 薄刃マイナスドライバーで復帰レバー部を押します。
2. セーフティレバーが引き上がって、右に90度回転し、安全装置がはたらきます。



【電気式のエアバッグ類（ハーネス（電源線）をショート（短絡）させる）】

自動ショート機構がついたコネクターがある場合

【ショート方法】コネクターを外します。



自動ショート機構やショートカブラの具備が不明な場合

【ショート方法】インフレータの2本のハーネスを切断し先端の被覆をむいてよりあわせませす。



③ エアバッグ類の収納

・使用済自動車から取り外した後に安全措置を行った状態のエアバッグ類は、以下の方法で収納を行ってください。

※収納のための専用容器類は、自動車リサイクルシステムへの登録完了後、一定数を無償配付します。
 ※荷札については、無償配付分がなくなりまして市販されている同種のものをご購入してください。

【機械式インフレーター（運転席用）（所定の回収容器に収納）】

運転席用の機械式インフレーターは、「機械式インフレーター専用回収容器」に収納します。

※収納する時は、容器に貼付されている注意事項にしたがって収納してください。

※インフレーターを収納したら、上ふたと底ふたにすき間ができないようベルトでしっかり締めつけてください。



【機械式インフレーター（運転席用）以外のすべてのインフレーター等（所定の袋に収納）】

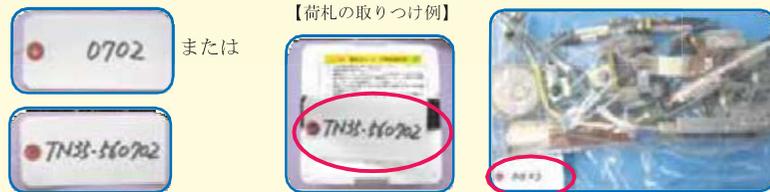
運転席用の機械式インフレーター以外のすべてのインフレーターは、車台1台分をまとめて1枚の「回収袋」に収納します。

※複数車台分を収納する時は、1台ごとに1枚の回収袋にそれぞれ収納してください。



【荷札の取りつけ（車台番号を記入）】

「機械式インフレーター専用回収容器」および「回収袋」には、エアバッグ類を取り外した使用済自動車の車台番号を記入した「荷札」を取りつけます。



※荷札には、車台番号の末尾4桁以上を記入してください。

【所定のケースへの収納】

荷札を取りつけた「機械式インフレーター専用回収容器」および「回収袋」は、複数台数分をまとめて1個の「回収ケース」に収納します。

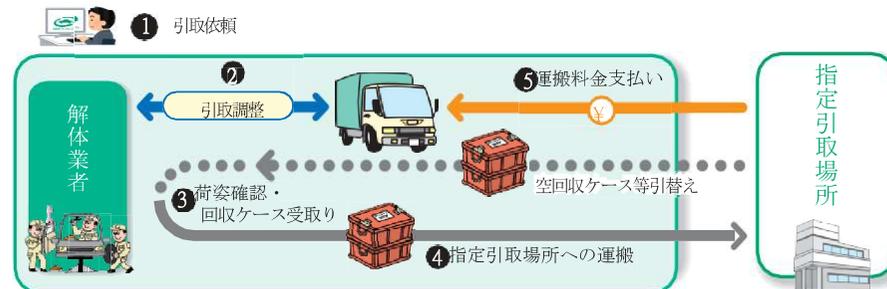
※ふたがしっかりと閉まる程度まで機械式インフレーター専用回収容器・回収袋を収納してください。
 ケースには、8～12個収納してください。
 1車台分であれば12個以上でも可



(4)エアバッグ類の運搬

- ・引取基準に従って回収ケースに収納されたインフレーター等は、全国規模で整備される「エアバッグ類運搬ネットワーク」を利用して指定引取場所に引き渡すことができます。
- ・引取依頼の連絡を行うことにより、廃棄物処理法上の収集運搬業の許可を有する専門の運搬業者が回収ケースを訪問回収します。解体業者が独自に運搬の仕組みを準備する必要がなく、運搬料金も着払いとなることから、「エアバッグ類運搬ネットワーク」の利用をおすすめいたします。

①エアバッグ類運搬ネットワークを利用する手順



- ① エアバッグ類を引き渡す準備ができれば、すみやかに自動車リサイクルシステムの解体工程で荷姿を作成し、1.12 確定済み荷姿画面 (JPRS3263) を開き「集荷依頼/持込連絡」ボックスの集荷対象にチェック入れます。
- ② 引取依頼後、運搬ネットワーク業者と日時を調整してください。
- ③ 連絡を受けた運搬ネットワーク業者が回収ケースを受け取りに伺います（空ケース等と引替え）。その際、運搬ネットワーク業者は引取基準に従って荷姿等を確認します。
- ④ 運搬ネットワーク業者は回収ケースを指定引取場所に運搬します。解体業者は回収ケースを運搬ネットワーク業者に渡したら、すみやかにエアバッグ類の引渡報告を実施してください。
- ⑤ 指定引取場所が運搬ネットワーク業者に運搬料金を支払います（着払い）。

自動車リサイクルシステムから依頼を行ってください



②「エアバッグ類運搬ネットワーク」を利用しない場合の注意点

- ・自ら、または「エアバッグ類運搬ネットワーク」以外の収集運搬業者（解体業を行う事業所を管轄する都道府県等と指定引取場所を管轄する都道府県等の双方から廃棄物処理法の収集運搬業の許可を受けていることが必要）に委託して指定引取場所に運搬することも可能ですが、運搬を委託する場合は以下の実務が必要になります。

 - 1) 廃棄物処理法の収集運搬に係わる委託契約が収集運搬業者との間で必要になります。
 - 2) 空回収ケース等を指定引取場所から持ち帰る必要があります。
 - 3) 運搬料金は解体業者に支払われることから、解体業者から収集運搬業者への運搬費用の支払い実務が発生します。

(5) 指定引取場所で引取りが拒否されるケース

◆引取基準で定める「性状」「荷姿」「引取方法」に適合しない場合、原則として指定引取場所での引取りが拒否され、エアバッグ類回収料金は支払われませんので、ご注意ください。

インフレーター等の状態が適切でないため、引取りが拒否されるケース（代表例）

 バッグやトレイ等がついた状態（モジュールの状態）	 ベルトが切断されていないシートベルトプリテンショナー	 作動済みのエアバッグ類	 自動シートの構造がないコネクター 電源がショートされていない状態
 ロック解除レバーはつけない 安全装置がはたらいていない機械式エアバッグ類	 ロックレバーを90°回転させる 安全装置がはたらいていない機械式シートベルトプリテンショナー	 破損あるいは変形したエアバッグ類	 水に濡れたエアバッグ類
 エアバッグ類以外の物品			

収納方法が適切でないため、引取りが拒否されるケース（代表例）

 指定外の容器・袋等に収納	 電気式インフレーターを機械式インフレーター専用回収容器に収納	 指示にしたがっていない収納	 荷札をつけていない容器・袋
 指定外または破損した回収ケースに収納	 過剰収納		

電子マニフェスト制度による正しい移動報告が行われていないため、引取りが拒否されるケース（代表例）

- ・エアバッグ類の引渡報告未実施で引き渡された場合
- ・エアバッグ類の引渡報告で指定していない運搬方法で引き渡された場合
- ・エアバッグ類の引渡報告で指定していない指定引取場所へ引き渡された場合

4. 指定引取場所について

・エアバッグ類の指定引取場所は、以下のとおり設置しています。

指定引取場所一覧

	社名	業者指定番号	住所	電話番号
1	ロジスティド北日本(株)	{101}	北海道札幌市西区発寒十条12-2-20	011-666-9907
2	ロジスティド東日本(株)	{121}	宮城県仙台市宮城野区扇町3-2-28	022-232-5486
3	(株)啓愛社 宮城リサイクル工場	{404}	宮城県黒川郡大郷町川内字中坪山1-36	022-359-2281
4	(株)啓愛社 秋田工場	{405}	秋田県湯沢市岩崎字壇ノ上8-3	0183-73-3774
5	(株)啓愛社 栃木リサイクル工場	{409}	栃木県河内郡上三川町大字石田字西谷2309-2	0285-56-3773
6	ロジスティド関東(株) 栃木営業所	{221}	栃木県栃木市岩舟町静和554-1	0282-55-7726
7	日本通運(株) 宇都宮中央支店	{630}	栃木県宇都宮市平出工業団地17-7	028-613-6205
8	日本通運(株) 埼玉支店川越事業所	{631}	埼玉県川越市南大塚6-37-4	049-249-1120
9	ロジスティド首都圏(株)	{311}	千葉県茂原市下永吉字柳平255	0475-24-5171
10	(株)啓愛社 千葉リサイクル工場	{412}	千葉県八千代市上高野1734-6	047-480-8600
11	ロジスティド南関東(株)	{111}	東京都大田区平和島5-3-2	03-3763-6177
12	(株)啓愛社 金沢リサイクル工場	{414}	神奈川県横浜市金沢区福浦1-14-6	045-701-7212
13	日本梱包運輸倉庫(株) 藤沢営業所	{551}	神奈川県藤沢市円行2-19-10	0466-42-5270
14	ロジスティド関東(株) 新潟営業所	{222}	新潟県新潟市北区島見町2434-29	025-255-3665
15	ロジスティド中部(株) 富山営業所	{323}	富山県滑川市上梅沢111-1	076-472-5611
16	ロジスティド中部(株) 松本事業所	{325}	長野県松本市笹賀7209-1	076-472-5608
17	ロジスティド中部(株) 豊橋出張所	{322}	愛知県豊橋市明海町33-20	0532-25-7756
18	西濃運輸(株) 小牧支店	{602}	愛知県小牧市新小1-92	0568-77-7361
19	日本通運(株) 名古屋北支店春日井物流センター	{632}	愛知県春日井市鷹来町字上東光坊4662-1	0568-81-2151
20	日本通運(株) 京都支店洛南物流事業所洛南営業課	{626}	大阪府枚方市長尾峠町2824-24	072-808-8153
21	日本通運(株) 大阪国際輸送支店堺事業所	{627}	大阪府岸和田市地蔵浜町7-6	072-439-5447
22	(株)啓愛社 姫路リサイクル工場	{428}	兵庫県宍粟市山崎町井田394-4	0790-73-9191
23	(株)カネヒラ商会 本社	{333}	岡山県岡山市北区御津伊田1188-1	086-724-2100
24	岡山県貨物運送(株) 岡山主管支店	{701}	岡山県岡山市中区倉富285-3 岡山県トラックターミナル内	086-277-4113
25	岡山県貨物運送(株) 福山主管支店	{702}	広島県福山市明神町1-14-40	086-252-2112
26	岡山県貨物運送(株) 広島主管支店	{703}	広島県広島市西区観音新町4-10-202	086-252-2112
27	日本通運(株) 四国支店徳島沖洲事業所	{629}	徳島県徳島市東沖洲1-20-2	088-664-0222
28	日本通運(株) 四国支店高松物流事業所	{628}	香川県高松市香西東町488	087-832-9020
29	岡山県貨物運送(株) 四国主管支店	{704}	香川県坂出市沖の浜30-75	086-252-2112
30	(株)啓愛社 九州リサイクル工場	{440}	福岡県京都郡苅田町新浜町9-18	093-434-3166
31	久留米運送(株) 北九州支店	{211}	福岡県北九州市小倉北区西港町83-2	093-581-5281
32	久留米運送(株) 久留米支店	{216}	福岡県久留米市東柳原町353	0942-39-2151
33	(株)有明通商	{143}	熊本県宇土市新開町1895-43	0964-23-6400
34	久留米運送(株) 宮崎支店	{214}	宮崎県宮崎市阿波岐原町坊ノ下2864	0985-24-2151
35	久留米運送(株) 鹿児島支店	{215}	鹿児島県鹿児島市西別府町3200-5	099-281-7101
36	(株)拓琉リサイクル研究センター	{847}	沖縄県沖縄市登川3513-1	098-939-9811

※離島の事業者については、取扱いが異なることがあります。

2023. 6月 現在

5. エアバッグ類の引渡報告（取外回収）

- 使用済自動車からすべての未作動のエアバッグ類を取外回収し、エアバッグ類を指定引取場所へ引き渡した時は、すみやかにエアバッグ類の引渡報告を行います。取外回収の場合のエアバッグ類の引渡報告は回収ケースごとに行っていただきます。

エアバッグ類の引渡報告（取外回収）の詳細については、「パソコンを利用した移動報告（電子マニフェスト）詳細マニュアル解体工程編」をご覧ください。

① 指定引取場所の入力

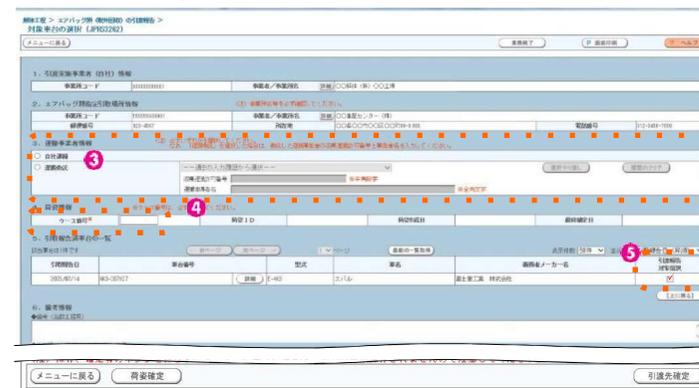
取外回収を行ったエアバッグ類を引き渡す指定引取場所を入力します。



- 指定引取場所の事業所コードを入力します（辞書機能あり）。
※エアバッグ類の指定引取場所は自動車リサイクルシステムへの登録申請の際に選択した場所を入力してください。
- 「対象車台選択へ」ボタンをクリックします。

② 対象車台の選択

引取報告済車台の一覧から回収ケースに収納した車台を選択・確定します。



- 「エアバッグ類運搬ネットワーク」を利用する場合は、「運搬委託」をチェックし、運搬ネットワーク業者名および収集運搬業許可番号を入力してください。（辞書機能あり）
※エアバッグ類の運搬の方法は自動車リサイクルシステムへの登録申請の際に選択した方法を選択してください。
- 取外回収したエアバッグ類を収納した回収ケースの番号を入力します。
- 引取報告済の車台が一覧になっていますので、その中から回収ケースにエアバッグ類を収納した車台を選択し、「引渡報告対象選択」欄をチェックします。
- 「集荷依頼/持込連絡」ボックスの集荷対象にチェック入れ、7 「集荷依頼/持込連絡」をクリックして集荷依頼完了

③ 引渡報告

- 引き渡す回収ケースを情報管理センターへ報告します。
引渡先確定済荷姿の一覧の中で、引渡報告を行う回収ケースを確認し、「引渡報告対象選択」欄をチェックします。
- 「センターへ報告」ボタンをクリックします。



6. エアバッグ類の車上作動処理の具体的な実務

(1) エアバッグ類の「車上作動処理」委託契約

- エアバッグ類の車上作動処理は、国の認定のもと自動車メーカー等との契約に従って作業および実績の管理を適正に行っていたり必要があります。
- 自動車メーカー等は、各解体業者が車上作動処理が可能な体制・環境であることを前提に契約を行いますが、契約実務は自動車再資源化協力機構が窓口となり解体業者に約款を提示します。

【車上作動処理の要件等】

1) 作業について

- 自動車メーカー等が提供する「エアバッグ類適正処理情報」に基づき、一括作動処理ツール等を活用し安全および環境に十分配慮して作業を行うこと。

2) 管理について

- 引取・引渡報告、作業、施設等の責任者を明らかにしておくこと。
- 車上作動処理に関して記載のある「車上作動処理に関する確認書」を作成し、実務者に「車上作動処理に関する確認書」に沿った安全な作業や取扱いに関する注意事項を周知徹底していること。
- 車上作動処理を行った実績を台帳に記録・保管し、自動車メーカー等による監査の受入れが可能であること。

3) 防音対策等について

- 周辺環境や作業環境を考慮した防音対策・発生ガス対策がなされていること。

(2) 車上作動処理の方法

車上作動処理には以下の2とおりの方式があり、車種等により実施可能な方式が異なりますので、「エアバッグ類適正処理情報」を確認し、その車台に適合した車上作動処理を行うことが必要です。

個別作動方式

- 電気式エアバッグ類は、それぞれにバッテリーで通電して作動させます。
- 機械式シートベルトプリテンショナーは、衝撃を与えて作動させます。
- ※機械式エアバッグ（運転席・助手席）は、取外回収を行ってください（構造上、車上作動処理はできません）



個別作動が可能なエアバッグ類

	電気式	機械式
エアバッグ	○	×
シートベルトプリテンショナー	○	○

一括作動方式

- 所定のコネクタに専用ツールを接続し、一度にすべてのエアバッグ類を作動させます。

<JAMA方式>

- 1998年以降の国内自動車メーカーの新型車等が対応しています。



JAMA方式



<ISO方式>

- 2014年以降の国内外自動車メーカーの新型車等が対応しています。



ISO方式

(3) 車上作動処理の作業上の注意事項

車上作動処理を実施する際は、自動車メーカー等が提供する「エアバッグ類適正処理情報」に従って、以下の内容を遵守して安全に作業を行ってください。

- 車室内の内装物（取外した部品等）の飛散防止と発生音低減のため、ドア・窓を閉めてください。
- イグニッションスイッチをOFF（Lock）にし、バッテリーのターミナルをマイナス側から取外してください。取外後、一定時間（5分以上）放置してから、次の作業を始めてください。
- 電気による誤作動を防ぐため、作業前に鉄骨や車台など確実にアースがとれるものに素手でふれ、静電気を除去してください。
- 作業時の怪我防止のため、作業前から終了するまで保護メガネ・手袋を着用してください。
- ガラス等飛散防止対策として車両全体をカバー・毛布・コンテナ等で覆い、必要に応じ防音対策・発生ガス対策を実施してください。
- 通電作業は、車両から5m程度離れた場所で車両との間にフォークリフト等の遮蔽物を設置してください。
- 通電時にはヘルメットを着用し、周囲に通電実施を呼びかけ周辺の安全を確認した上でしてください。
- エアバッグ類がすべて作動していることを確認しコネクタやケーブルをはずす時は、必ず換気を行ってください。
- 換気を行う時は、発生ガスを吸引しないようマスクを着用してください。



ドア・窓を閉める



毛布や防音シート等でカバーする



ドア開放（扇風機使用でより短時間で排気可能）



メガネ・マスク等を着用

(4) 車上作動処理の実績管理

- 車上作動処理を実施した時は、以下の要領でその実績を記録・保管し、自動車メーカー等による監査やその他要請に応じ提示していただきます。
- 管理台帳の記入用紙は、35ページをコピーして使用してください。
※自動車メーカー等が提供する「エアバッグ類適正処理情報（共通情報）」からも管理台帳の記入用紙のダウンロードが可能です。また、添付の用紙に基づき自社で作成されたものを利用いただいても結構です。

エアバッグ類車上作動処理管理台帳 イメージ

エアバッグ類 車上作動処理 管理台帳		年 月 日		直		解体業者名			
① 事務所管理欄 (1)		② 作業場管理欄		③ 事務所管理欄 (2)		備考			
No.	車台番号	車名	作動処理実施日時	車上作動方式	処理回数	確認者	エアバッグ類 駆動補助引渡品	解体自動車 引渡品	備考
1									[処理回数と積載回数と異なる理由]
2									
3									

7. エアバッグ類の引渡報告（車上作動処理）

- ・使用済自動車のすべての未作動のエアバッグ類を車上作動処理した時は、すみやかにエアバッグ類の引渡報告を行います。
- ・車上作動処理を行った時は、「エアバッグ類車上作動処理管理台帳」の記載を確認して、以下の手順で引渡報告を行うと便利です。

■エアバッグ類の引渡報告（車上作動処理）の詳細については「パソコンを利用した移動報告（電子マニフェスト）詳細マニュアル解体工程編」をご覧ください。

【引渡報告】

車上作動処理を行った車台を情報管理センターへ報告します。



- 1 引渡先確定済車台の一覧の中から、車上作動処理を行った車台を選択し、「引渡報告対象選択」欄をチェックします。
※「エアバッグ類車上作動処理管理台帳」で確認欄に責任者のサインまたは押印がある車台を選択してください。
- 2 「センターへ報告」ボタンをクリックします。

8. 一部取外回収・一部車上作動処理の場合の取扱い

(1) 一部取外回収・一部車上作動処理の実務

- ・例えば、通常は車上作動処理を行う解体業者に、機械式エアバッグと電気式エアバッグ類の双方が装備された使用済自動車が入庫した場合、機械式エアバッグは取外回収をせざるを得ないことから、このような場合には、一部を取外回収し、一部を車上作動処理することになります。

(2) 一部取外回収・一部車上作動処理の引渡報告

- ・使用済自動車の未作動のエアバッグ類について、一部を取外回収し、残りは車上作動処理を行った場合（エアバッグ類の処理結果の入力において「回収」「作動」欄の双方をチェックした場合）のエアバッグ類の引渡報告については、取外回収したエアバッグ類について引渡報告を行うことで終了します。
※取外回収したエアバッグ類について引渡報告をすることで、車上作動処理したエアバッグ類についても引渡報告が行われたと自動的にみなされます。

9. 料金の支払い

- ・解体業者は、エアバッグ類の回収等と指定引取場所までの運搬に要する費用について、エアバッグ類回収料金として、自動車メーカー等が定める料金の支払いを受けることができます。
- ・下記のそれぞれの料金は、自動車メーカー等がホームページ等で公表しています（自動車再資源化協力機構のホームページ（<http://www.jarp.org>）から、各社のホームページへのリンクが活用できます）。

(1) エアバッグ類の取外回収料金

- ・エアバッグ類の取外作業の行いやすさ等を勘案して、自動車メーカー等が車台ごとに取外回収料金を設定します。
- ・取外回収料金はエアバッグ類の引渡報告を前提として、指定引取場所で引き取ったインフレーター等の個数に応じて支払われます。

(2) エアバッグ類の車上作動処理委託料金

- ・自動車メーカー等と解体業者の委託契約に基づき実施される車上作動処理に要する作業時間、処理後の発生ガスの換気時間、実績記録管理に必要となる時間などを勘案して、自動車メーカー等が車台ごとに設定した車上作動処理委託料金が支払われます。

(3) エアバッグ類の一部取外回収料金・一部車上作動処理委託料金

- ・指定引取場所で引き取った個数に応じて取外回収料金が支払われ、装備個数を基準として取外回収個数を引いた個数に応じて車上作動処理委託料金が支払われます。

(4) エアバッグ類の運搬料金

- ・エアバッグ類運搬ネットワークを利用する場合、自動車メーカー等が回収ケース単位で都道府県ごとに設定した運搬料金が、指定引取場所において引き取られた回収ケースの個数に応じて運搬ネットワーク業者に支払われます（着払い）。
- ・エアバッグ類運搬ネットワーク以外の方法により指定引取場所まで運搬する場合は、同様に設定された料金が解体業者に支払われます（収集運搬業者に運搬を委託する場合は、収集運搬業者への運搬料金のお支払いが必要になります）。

【支払いの方法】

- ・エアバッグ類の取外回収料金や車上作動処理委託料金等の支払いについては、電子マニフェスト制度でのエアバッグ類の引渡報告を前提として支払われます。
- ・支払金額は、毎月1日から月末までに指定引取場所で行取報告が行われた（車上作動処理の場合は、解体業者において引渡報告が行われた）エアバッグ類が対象になります。
- ・当月引き渡されたエアバッグ類について、翌月末日に自動車リサイクルシステム登録申込み時に指定した金融機関の口座に振り込まれます。
- ・支払金額の明細および引き渡されたエアバッグ類の個数等については、全事業所を事業者単位で取りまとめた「エアバッグ類回収・作動料金等支払明細書」が自動車再資源化協力機構より支払日までに各事業者に送付されます。
※「エアバッグ類運搬ネットワーク」をご利用の場合は、運搬料金は運搬ネットワーク業者に直接支払われます。

エアバッグ類回収・作動料金等支払明細書

支払明細書番号 123456789012345 発行日 2005/02/21

1050012 1050012
東京都港区芝大門1-1-30
日本自動車会館16階
有償責任中間法人自動車再資源化協力機構
お問い合わせ先 TEL:03-5673-7396
(自動車リサイクルシステムコンタクトセンター)

エアバッグ類回収・作動料金等支払明細書

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。今回のお支払内容をご連絡します。

1050012
東京都港区新橋2丁目0番0号
△△解体株式会社
エアバッグリサイクルの担当者様
(カスタマーコード) -----
(製造管理用コード) -----

1 通知対象期間 2005/01/01 ~ 2005/01/31
事業者名 △△解体株式会社
コード 1234567890123456

2 振込予定日 2005/02/28
振込先 金融機関名: ○○銀行 支店名: △△支店 普通口座 1234567
口座名義人: △△解体株式会社

3 支払総合計 3,499,999円

4 (内訳) エアバッグ類回収料金 エアバッグ類回収料金総額 0円
1,111,111円
エアバッグ類作動料金 エアバッグ類作動料金総額 0円
2,222,222円
エアバッグ類運搬料金 エアバッグ類運搬料金総額 0円
合計額 3,333,333円 消費税 166,666円

5 (備考)

6 処理実績 (料金支払先合計)

解体車台数	1ヶ所
車台数	1,100台
回収台数	1,665台
作動台数	4,330台
運搬ケース数	160ケース

7 お知らせ

8 解体事業所別

運搬方法	合計台数	支払料金合計	回収料金	作動料金(一部作動分を含む)	運搬料金	回収台数	作動台数	運搬ケース数
運搬ネットワーク	1,100台	3,333,333円	1,111,111円	2,222,222円	0円	1,665台	4,330台	160ケース

9 メーカー別

メーカー名	回収台数	回収処理台数	作動台数	作動処理台数
○○○○○○○○自動車株式会社	111台	20台	666台	120台
△△△△△△自動車株式会社	222台	40台	777台	140台
□□□□□□自動車株式会社	333台	60台	888台	160台
××××××自動車株式会社	444台	80台	999台	180台
自動車リサイクル促進センター(指定再資源化機構)	555台	100台	1,000台	200台
(合計)	1,665台	300台	4,330台	800台

【エアバッグ類回収・作動料金等支払明細書の記載内容説明】

1 通知対象期間	支払いの対象となる期間を記載しています。この期間に指定引取場所で引取報告が行われた(車上作動処理の場合は解体業者で引渡報告が行われた)エアバッグ類が対象となります。
2 振込予定日 振込先	振込予定日、および自動車リサイクルシステム事業者情報登録申込み時に指定した振込先金融機関と口座情報等を記載しています。
3 支払額合計	全事業所への支払金額の総額(消費税込み)を記載しています。
4 内訳	エアバッグ類回収料金、エアバッグ類作動料金、エアバッグ類運搬料金のそれぞれごとに、全事業所分の合計金額(消費税抜)を記載しています。また、前月の支払金額に過不足があった場合には、調整額欄に記載します。
5 備考	前月の支払金額に過不足があり、料金調整を行った場合は、備考欄にその理由等を記載します。
6 処理実績 (料金支払先合計)	解体業者の事業所数、および全事業所で処理された車台数等の合計を記載しています。
7 お知らせ	自動車再資源化協力機構からの連絡情報を記載します。
8 解体事業所別	事業所ごとの処理実績を記載しています。「エアバッグ類運搬ネットワーク」を利用する場合は、指定引取場所から運搬業者に運搬料金が支払われることから、運搬料金は0円と記載されます。複数事業所がある場合は、全ての事業所について同様の情報を記載します。
9 メーカー別	自動車メーカー別のエアバッグ類の処理の実績を記載しています。